

弥　富　市　か　ら　転　出　さ　れ　た　方　へ



① 市区町村に移られてから14日以内に転入届をしてください。
② 転出日(予定日)からは、弥富市に住所がないものとして取り扱います。
③ 都合により転出を取りやめた場合は、転出証明書を持参のうえ転出取り消しの手続きにお越しください。
④ 転出証明書を紛失された場合は、再手続きを受けてください。

転出・転入時の一般手続き等を列記しましたのでご参考にしてください。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

ﾁｪｯｸ	対　象　者	担当課	弥富市での手続き	新住所地での手続き
	印鑑登録をされている方	市民課	印鑑登録証(カード)を返納ください。 (転出(予定)年月日をもって登録を抹消します。)	印鑑登録の必要な方は、改めて登録の手続きをしてください。
	個人番号カードをお持ちの方			個人番号カードを添えて、転入届・継続利用手続きをしてください。その際、暗証番号の入力が必要となります。 詳しくは、新住所地で確認してください。
	国民年金に加入されている方※H30.3～	保　険 年金課	外国へ転出される方で任意加入をする方は、基礎年金番号のわかるもの、通帳・通帳印又はクレジットカード	
			国民年金保険料の育児免除制度に該当中の方は、場合によって、手続きが必要になります。	詳しくは、新住所地で確認してください。
	国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方　※		資格確認書を返納ください。(転出されると保険資格はなくなります。) 後期高齢者医療制度に加入されている方は、資格確認書に異動手続中のスタンプを押印してお渡しします。 保険税(料)の精算が必要となります。	改めて加入の手続きをしてください。 国民健康保険に加入している世帯に転入される場合は、その世帯の資格確認書をご持参ください。
	子ども・母子等・障がい者・精神障がい者・後期高齢者福祉医療に該当する方		子ども・母子・障がい者・精神障がい者・後期高齢者福祉医療等医療費受給者証を返納ください。	改めて加入の手続きをしてください。 ※転出先により制度がない場合もあります。
	65歳以上の方及び40歳以上65歳未満の方で要介護認定又は、介護保険被保険者証の交付を受けている方　※	介　護 高齢課	介護保険被保険者証等を返納ください。 本人名義の通帳をご持参ください。 なお、要介護認定を受けてみえる方には、受給資格証明書を交付します。 ただし、介護福祉施設等に住所変更される方は、住所地特例被保険者証の住所変更となる場合があります。被保険者証の住所変更のみの手続きとなりますので、通帳を持参いただく必要はありません。	改めて加入の手続きをしてください。 (住所地特例被保険者の方は、手続き不要です。)
	妊娠している方 未就学児の保護者の方	健　康 推進課	＜県外の医療機関で妊産婦・乳児等健康診査を受けられた方へ＞ 妊産婦健康診査費等補助金交付を申請される場合は、転出される前にお手続きください。	母子健康手帳・母と子のしおり(受診票)・予防接種予診票を持参して、転出先にて交換の手続きをしてください。転出日以降に弥富市の受診票や予診票を使用して健診や予防接種を受けると費用を請求されることがあります。 健診・予防接種等については、転出先で確認してください。

裏面もご覧ください。

チェック	対　象　者	担当課	弥富市での手続き	新住所地での手続き
	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持している方 ※	福祉課	市扶助料等の喪失届を提出してください。 手帳をお持ちください。	手帳の住所変更手続き。 詳しくは、新住所地で確認してください。
	自立支援医療（精神通院）を受けている方　※		特に必要は、ありません。 新住所地で手続に必要なものを事前に確認してください。	受給者証の住所変更手続き。 詳しくは、新住所地で確認してください。
	障がい福祉サービスを受けている方　※		障がい福祉サービス受給者証を返納ください。 なお、障がい支援区分を受けてみえる方には、障がい支援区分認定証明書を交付します。	改めて申請手続きをしてください。 詳しくは、新住所地で確認してください。
	特別児童扶養手当を受けている方※		手続きが必要な場合がありますので、お尋ねください。	必要な書類を添付のうえ手続きをしてください。
	児童手当を受けられている方　※	児童課	消滅届を提出してください。	15日以内に、手続きをしてください。 必要な書類等、詳しくは新住所地で確認してください。
	児童扶養手当等を受けられている方 ※		資格喪失届等を提出してください。	必要な書類を添付のうえ手続きをしてください。
	保育所・幼稚園等に入所してみえる方		手続きが必要な場合があります。児童課までお尋ねください。	新住所地で確認してください。
	小中学校に在学中の児童生徒がみえる方	学　校 教育課	市役所4階にある学校教育課窓口までお越しください。 また、就学援助を受けている方は、その際にお申し出ください。	転校時に学校から受け取られた書類をご持参ください。
	海外へ転出される方・特別養護老人ホームの施設へ入所された方で、固定資産を所有または管理されている方。 前年中所得があり、海外へ転出される方	税務課	納税管理人申告書を提出してください。 海外から戻られた際には、ご連絡ください。	
	市内に土地もしくは家屋を共有で所有されている方		固定資産税納税通知書の送付先を変更してください。	
	軽自動車（原付等含む）を所有されている方		転入先で車体を使わない場合 《原付・小型特殊・ミニカー》 ナンバープレート・標識交付証明書 ※他（原付等以外）は、下記にお尋ねください。 《三輪・四輪の軽自動車》 軽自動車検査協会　愛知主管事務所 電話（050-3816-1770） 《二輪の軽自動車・二輪の小型自動車》 中部運輸局　愛知運輸支局 電話（050-5540-2046）	転入先で車体を継続して使う場合 《原付・小型特殊・ミニカー》 ⇒ナンバープレート・標識交付証明書 ※新住所地で手続きに必要なものを事前に確認してください。 ※他（原付等以外）は、下記にお尋ねください。 《三輪・四輪の軽自動車》 ⇒転入先の管轄の軽自動車検査協会 《二輪の軽自動車・二輪の小型自動車》 ⇒転入先の管轄の運輸支局

※の印がついている対象の方へ

申請書等にマイナンバー（個人番号）を記入していただきますので、窓口では、ご本人確認のための書類と併せて、個人番号を確認できる書類をご用意下さい。

詳しくは各担当課へお問合せください。

令和８年11月１日更新